保健福祉関係〈つづき〉

61	各種予防接種	4 市町村とも実施していますが、接種方法・自己負担金・委託料に違いがあります。 合併時、接種方法は臼田町・浅科村の例により、自己負担金は佐久市・御代田町の例により、 委託料は臼田町の例を基本に医師会等委託先と調整のうえ実施します。 【予防接種法に基づくもの】 ジフテリア、百日せき、急性灰白隋炎(ポリオ)、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、政令で定める疾病、インフルエンザ(高齢者で政令で定める者) 【結核予防法に基づくもの】 ツベルクリン、BCG、被保険者が自らの判断で行政措置として行う予防接種自己負担金 インフルエンザ:1,000円 その他:無料
62	保健福祉行政懇談会	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 概 要 医師会に所属する市内医師と意見交換を行い、保健福祉行政の推進を図る
63	コウノトリ支援事業補助金	臼田町が実施しています。合併時、新市において実施します。 概 要 少子化対策の一環として不妊症に関する医療保険診療外の治療費に対し補助を行う。 《対象者》 1年以上市内に住所を有する、子どものいない夫婦 《補助金額》 治療費の3割(年額8万円を限度とする)
64	佐久医師会公衆衛生研修協力 補助金	佐久市が実施しています。合併時、現行どおりとします。
65	佐久歯科医師会公衆衛生研修 協力補助金	

経済関係

66	水田農業経営確立対策	4 市町村とも実施していますが、国の事業が平成 15 年度をもって終了するため、廃止とします。
67	農業農村整備事業の自然と共存する 環境の創造に関する基本的な構想	4 市町村とも策定していますが、計画内容に違いがあります。 合併後 2 年以内に、新たに策定します。
68	土地改良事業補助金	4 市町村とも実施していますが、補助率等に違いがあります。 合併時、基準を統一して実施します。
69	土地改良事業分担金	佐久市・浅科村・御代田町で実施していますが、負担率等に違いがあります。 合併時、基準を統一して実施します。
70	森林組合	佐久市・浅科村・御代田町は佐久森林組合、臼田町は南佐久北部森林組合の組合員です。 合併時、現行どおりとします。
71	勤労者互助会	4 市町村とも実施していますが、加入互助会に違いがあります。 合併時、対象となる事業所の加入互助会を佐久市勤労者互助会に統一します。
72	特産品認定申請手数料	御代田町が実施しています。 合併時廃止としますが、地域の特産品を推奨するため、御代田町商工会へ事務を引継ぎます。
73	中小企業退職金共済掛金補助金	4 市町村とも実施していますが、補助期間・金額に違いがあります。 合併時、佐久市の例により実施します。 《補助金額》 新規加入者の 1 ~ 12 月までの共済掛金合計額の 20%以内で 1 人につき 7,200 円を限度として補助を行う
74	商工会議所(商工会)	佐久市には商工会議所、臼田町・浅科村・御代田町には商工会があり、商工会議所と商工会は 設立の根拠法等に違いがあります。合併時、現行どおりとします。
75	商工振興補助事業	4 市町村とも実施していますが、補助対象に違いがあります。 合併時、佐久市の例により統一して実施します。 概 要 商工業振興等のため、市全域又は共同で行う事業で市長が認めるものに対し、事業 費の 20 ~ 50%以内(予算の範囲内)で補助を行う
76	商工会議所・商工会補助金	4 市町村とも実施していますが、補助率に違いがあります。 合併時、補助基準を統一して実施します。(補助金合計額の上限は平成 14 年度の金額とします) 【 運 営 事 業 】 均等割・会員数割とする。 均等割:2,250 千円 会員数割: 1 千円 【経営指導事業】県補助額の 3 分の 1
77	工場誘致審議会	御代田町が実施しています。商工業振興審議会と一本化を図るため、合併時、廃止します。
78	償却資産の課税免除・不均一課税	4 市町村とも実施していますが、内容に違いがあります。 合併時、新市において条例を定め適用していきます。 【低開発地域工業開発促進法関係】17年度課税分は不均一課税、税率は0.56/100 【農村地域工業等導入促進法関係】御代田町の例による 不均一課税税率 初年度:0/100、2年度:0.42/100、3年度:0.70/100